定　　款

第１章　総　　則

〔名称〕

第１条　当会社は、明治安田生命保険相互会社という。英文では、Meiji Yasuda Life Insurance Companyと表示する。

〔目的〕

第２条　当会社は、次に掲げる業務を行なうことを目的とする。

（１）生命保険業

（２）他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行なう者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務

（３）国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行なうことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行なうことのできる業務

（４）その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

〔本社の所在地〕

第３条　当会社は、本社を東京都千代田区に置く。

〔公告の方法〕

第４条　当会社の公告は、電子公告により行なう。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行なう。

第２章　基　　金

〔基金の総額〕

第５条　当会社の基金の総額（基金償却積立金を含む。）は、９８００億円とする。

〔基金の拠出者の権利〕

第６条　１．当会社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約の定めるところにより、基金の償却を行なう。ただし、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行なうことができる。

２．当会社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約に定める利率で計算した基金利息を支払う。

〔基金の償却の方法〕

第７条　１．当会社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積み立てる。

２．基金の償却は、取締役会の決議により行ない、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振り替える。

３．前２項に定める方法によるほか、総代会の決議により、第５３条の処分において基金償却積立金

を積み立て、これと同額の基金の償却を行なうことができる。

第３章　社　　員

〔社員の範囲〕

第８条　１．当会社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。

２．剰余金の分配のない保険契約に係わる保険料の総額は、全保険契約に係わる保険料の総額の１００分の２０を超えないものとする。ただし、その計算方法は、保険業法施行規則第３３条第３項に従うものとする。

〔社員の責任〕

第９条　社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料を超えて責任を負わない。

〔社員の権利義務の承継〕

第１０条　社員は、当会社の承諾を得て、他人にその権利義務を承継させることができる。

〔退社した社員の権利〕

第１１条　社員は、退社した後は、第１５条および保険約款に定めたもののほか、当会社に対して権利を有しない。

第４章　総　代　会

〔総代会の設置〕

第１２条　当会社には、社員総会に代わる機関として総代会を置く。

〔総代会の構成〕

第１３条　総代会は、社員のうちから選出された総代でこれを構成する。

〔総代の定数〕

第１４条　総代の定数は、２２２人とする。

〔総代の選出〕

第１５条　１．総代は、社員の選挙により選出する。

２．前項の規定にかかわらず、総代の選出は、総代候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が選定し公告を行なった次の各号に掲げる個々の候補者について、総代として選出することに不同意の社員がその旨の投票を行なう方法（以下「社員投票の方法」という。）によることができる。

（１）選考委員会が、その推薦により選定した候補者

（２）選考委員会が、自薦者から選定した候補者（なお、自薦者が選出数を超える場合の選定方法は抽選によるものとする。）

３．前項により総代を選出する場合は、第１４条に定める総代の定数のうち２００人は前項第１号の候補者から、２２人は前項第２号の候補者から選出されるものとする。

４．総代の選出に関する権利は、各１個とし、選挙による場合はその選挙に関する公告日、社員投票

の方法による場合は総代選出期日の属する事業年度中の７月末日において社員である者が有する。

５．第２項において、総代として選出することに不同意の投票が総代の選出に関する権利を有する社員の１０分の１に満たなかった候補者は、総代に選出されたものとする。その投票が１０分の１に達した候補者があるときは、その候補者数に対応する員数についてあらためて選挙または社員投票の方法により総代を選出するものとし、社員投票の方法による場合、総代の選出に関する権利については、前項の規定にかかわらず、選考委員会がこれを定め、公告する。

６．前項の規定にかかわらず、総代として選出することに不同意の投票が総代の選出に関する権利を有する社員の１０分の１に達した候補者がある場合でも、当該候補者数が第２項により公告された候補者総数の１０分の１を超えないときは、あらためての選出を行なわないことができる。

〔選考委員会〕

第１６条　１．選考委員会を構成する選考委員は、総代会において社員のうちから選任する。

２．選考委員の員数は、１０人以内とする。

３．選考委員の任期は、就任後２回目の定時総代会終結の時に終了する。

４．選考委員の在任期間は、原則として通算８年を限度とする。

〔総代選出規則〕

第１７条　１．総代の選出に関する事項の細目については、別に定める総代選出規則による。

２．前項の規則を変更する場合には、総代会の決議を要する。

〔総代の改選および補欠選出〕

第１８条　１．総代の改選は、２年ごとに定数の半数について行なう。

２．前項の規定にかかわらず、第１５条第２項第２号の候補者から選出される総代の改選は、４年ごとに行なう。

３．第１項の規定による半数改選の際、改選期の到来していない総代について欠員を生じている場合（第１５条第２項第２号の候補者から選出される総代については、その半数を超えて欠員が生じている場合）には、あわせてその欠員について補欠選出を行なう。

４．前項の規定にかかわらず、総代の欠員が第１４条に定める定数の半数を超えた場合には、遅滞なく補欠選出を行なう。

〔総代の任期〕

第１９条　１．総代の任期は、４年とし、その就任日は、総代に選出された年の翌年の１月１日とする。

２．前項の規定にかかわらず、第１５条第５項の規定に基づき、あらためて選挙または社員投票の方法により選出された総代の就任日は、選出された日とし、その任期は、前項の総代の任期と同時に終了するものとする。

３．前２項の規定にかかわらず、補欠選出された総代の任期は、前任者の残任期間とし、その就任日は、補欠選出された日とする。

４．総代の在任期間は、原則として通算８年を限度とする。

〔総代の欠格事由〕

第２０条　次に該当する者は、総代になることはできない。

（１）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者

（２）未成年者

（３）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
（４）反社会的勢力関係者

〔定時総代会〕

第２１条　定時総代会は、毎事業年度終了後４ヵ月以内にこれを開く。

〔議決権およびその代理行使〕

第２２条　１．総代会における総代の議決権は、各１個とする。
２．総代は、他の総代を代理人として議決権を行使することができる。ただし、代理人は、その代理委任状を当会社に提出しなければならない。
３．前項の代理権の授与は、各総代会ごとにすることを要する。

〔招集権者および議長〕

第２３条　１．総代会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、あらかじめ取締役会において定めた順位による取締役が招集する。
２．総代会においては、執行役社長が議長となる。ただし、執行役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により他の執行役が議長となる。

〔決議方法〕

第２４条　総代会の決議は、法律またはこの定款に別段の定めがある場合のほかは、総代の２分の１以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により行なう。

第５章　評議員会

〔評議員会の設置〕

第２５条　当会社には、評議員会を置く。

〔評議員会の構成〕

第２６条　評議員会は、当会社が社員のうちから評議員として推薦し、総代会において承認された者でこれを構成する。ただし、その推薦する評議員には、社員のほか学識経験者を加えることができる。

〔員数および任期〕

第２７条　１．評議員の員数は、２０人以内とする。
２．評議員の任期は、就任後２回目の定時総代会終結の時に終了する。
３．評議員の在任期間は、原則として通算１２年を限度とする。

〔評議員会の任務〕

第２８条　１．評議員会は、当会社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について審議して当会社に意見を具申し、また、当会社の経営に関し社員から書面をもって表明された意見を必要に応じ審議する。
２．前項の規定により審議した事項については、次の総代会に報告する。

〔評議員会規則〕

第２９条　１．評議員会に関する事項の細目については、別に定める評議員会規則による。
２．前項の規則を変更する場合には、総代会の決議を要する。

第６章　取締役および取締役会

〔取締役会の設置〕

第３０条　当会社には、取締役会を置く。

〔員数および選任〕

第３１条　１．当会社には、取締役１５人以内を置き、総代会においてこれを選任する。

２．取締役のうち、社外取締役を２人以上置くものとする。

〔任　期〕

第３２条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。

〔招集権者および招集通知〕

第３３条　１．取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集する。ただし、取締役会長を欠く場合または取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により他の取締役が招集する。

２．取締役会の招集の通知は、各取締役に対し会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この限りではない。

〔決議方法〕

第３４条　１．取締役会の決議は、取締役の過半数が出席してその過半数をもってこれを決する。

２．前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により当該提案につき同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

〔取締役会長〕

第３５条　当会社には、取締役会の決議により、取締役会長１人を置くことができる。

〔取締役会規則〕

第３６条　取締役会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会において定めた取締役会規則による。

〔報酬等〕

第３７条　取締役の報酬等は、報酬委員会においてこれを定める。

〔取締役の責任免除〕

第３８条　１．当会社は、保険業法第５３条の３６で準用する会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．当会社は、保険業法第５３条の３６で準用する会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、１０００万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第７章　指名委員会、監査委員会および報酬委員会

〔委員会の設置〕

第３９条　当会社には、指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員会を置く。

〔員数および選定〕

第４０条　各委員会は、取締役会が取締役の中から選定した３人以上の委員で構成する。ただし、その過半数は社外取締役とする。

〔委員会規則〕

第４１条　各委員会に関する事項は、法令、定款または取締役会の定める各委員会規則によるほか、各委員会が定めるところによる。

第８章　執　行　役

〔員数および選任〕

第４２条　当会社には、執行役３０人以内を置き、取締役会においてこれを選任する。

〔職務の分掌等〕

第４３条　執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他執行役の相互の関係に関する事項は、取締役会において定める。

〔任期〕

第４４条　執行役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結後、最初に招集される取締役会終結の時までとする。

〔代表執行役および役付執行役〕

第４５条　１．代表執行役は、取締役会の決議によりこれを定める。

２．当会社には、取締役会の決議により、執行役社長１人、執行役副社長、専務執行役、常務執行役各若干人を置くことができる。

〔執行役規則〕

第４６条　執行役に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会において定めた執行役規則による。

〔報酬等〕

第４７条　執行役の報酬等は、報酬委員会においてこれを定める。

〔執行役の責任免除〕

第４８条　当会社は、保険業法第５３条の３６で準用する会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第９章　会計監査人

〔設置および選任〕

第４９条　当会社には、会計監査人を置き、総代会においてこれを選任する。

〔任期〕

第５０条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。

〔報酬等〕

第５１条　会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得てこれを定める。

第１０章　計　　算

〔決算期日〕

第５２条　当会社の決算期日は、毎年３月３１日とする。

〔剰余金の処分〕

第５３条　１．決算において剰余金を生じたときは、基金利息を控除した後、損失塡補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積み立て、残余は、別途準備金その他として処分する。

２．前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積み立てる金額の合計額は、保険業法施行規則第３０条の４で定める金額の１００分の２０以上とする。

〔損失塡補準備金〕

第５４条　当会社は、損失塡補準備金を９８００億円まで積み立てるものとする。

〔社員配当〕

第５５条　社員配当準備金は、保険約款に定める方法に従って分配する。ただし、その全部または一部を次年度に繰り越すことができる。

〔決算における不足金の補充〕

第５６条　決算において不足金を生じたときは、別途準備金、社員配当平衡積立金、社員配当準備金、基金償却準備金、損失塡補準備金、基金償却積立金の順序でこれを補充することができる。

第１１章　雑　　則

〔定款変更〕

第５７条　この定款の変更は、総代の２分の１以上が出席した総代会において、出席した総代の議決権の４分の３以上の多数により決する。

附　　則

〔在任期間に関する経過措置〕

第１条　本則第１６条第４項、同第１９条第４項、同第２７条第３項に規定する選考委員、総代、評議員の在任期間は、明治生命保険相互会社、安田生命保険相互会社における在任期間を通算するものとする。なお、明治生命保険相互会社における選考委員の在任期間については、選任１回につき２年の在任期間とみなす。

令和７年７月２日　改正